

中間判決要旨

○ 主文

- 1 別紙甲事件原告目録（省略）記載の原告らは、甲事件の原告適格を有する。
- 2 別紙乙事件原告目録（省略）記載の原告らは、乙事件の原告適格を有する。

○ 当裁判所の判断の要旨

- 1 (1) 行政事件訴訟法 9 条は、取消訴訟の原告適格について規定するが、同条 1 項にいう当該処分取消しを求めるにつき「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうのであり、当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、このような利益もここにいう法律上保護された利益に当たり、当該処分によりこれを侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者は、当該処分の取消訴訟における原告適格を有するものというべきである（最高裁平成 16 年（行ヒ）第 114 号同 17 年 1 月 27 日大法廷判決・民集 59 卷 10 号 2645 頁参照）。
 - (2) なお、本件では、本件認可（その 1）と本件認可（その 2）の二つの処分が存在し、それぞれ認可の対象である工事実施計画の内容も異なるが、本件各認可の対象である本件各計画はいずれも中央新幹線（品川・名古屋間）の建設（本件事業）という一つの鉄道建設事業に係るものであること等に鑑みれば、本件各認可を本件事業に係る一体の 9 条認可とみて、原告適格の有無を判断するのが相当である。
 - 2 工事の進行に起因する大気の汚染・水質の汚濁・騒音・振動・地盤の沈下、開業後の列車の走行に起因する騒音・振動、高架橋・駅舎等の設置に起因する日照阻害による、健康又は生活環境に係る被害を受けない利益について
- (1) 国交大臣は、9 条認可の判断に当たって、工事実施計画の記載事項及び添

付書類の範囲内において、当該工事实施計画が、鉄道に関する技術上の基準を定める省令（以下「技術基準省令」という。）に適合しているか否かを審査しなければならないものと解するのが相当であるところ、技術基準省令は、鉄道事業者に対し、列車の走行に伴い発生する著しい騒音の防止に努めること（6条）を求めるとともに、特に新幹線については、その線路に、沿線の状況に応じ、列車の走行に伴い発生する著しい騒音を軽減するための設備を設け（25条）、その車両を、列車の走行に伴い発生する著しい騒音を軽減するための構造とする（71条）ことを義務付けている。

そうすると、全幹法9条1項は、工事实施計画が技術基準省令に適合するか否かの審査を通じて、列車の走行に伴う著しい騒音の発生を防止することを、その趣旨及び目的とするものと解される。

(2)ア また、全幹法に基づく建設線の建設の事業は、環境影響評価法（以下「評価法」という。）及び環境影響評価法施行令（以下「評価令」という。）上の対象事業である第一種事業に該当するところ、評価法は、対象事業に係る免許等を行う者は、当該免許等の審査に際し、環境影響評価書（以下「評価書」という。）の記載事項等に基づいて、当該対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査しなければならない（33条1項）、この場合において、免許等を行い又は行わない基準を法律の規定で定めていない免許等（9条認可はこれに当たる。）を行う者は、当該事業の実施による利益に関する審査と上記環境の保全に関する審査の結果を併せて判断するものとし、当該判断に基づき、当該免許等を拒否する処分を行い、又は当該免許等に必要な条件を付することができるものとする（同条2項3号、評価令19条、別表第四の三の項の第二欄）と定めている。

イ 環境基本法は、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚

染，騒音，振動，地盤の沈下及び悪臭によって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを「公害」と定義した（２条３項）上で，国が講ずる環境の保全のための施策等の一環として，土地の形状の変更，工作物の新設等の事業を行う事業者が，その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査，予測又は評価を行い，その結果に基づき，その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため，必要な措置を講ずべきこと（２０条）等を定めている。

ウ 評価法は，環境基本法２０条を受けて制定された法律であり，規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定め，その手続等によって行われた環境影響評価の結果をその事業に係る環境の保全のための措置その他のその事業の内容に関する決定に反映させるための措置をとること等により，その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し，もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする（１条）とした上で，事業者は，事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより，対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査，予測及び評価の手法を選定し（１１条１項），その選定した項目及び手法に基づいて，対象事業に係る環境影響評価を行わなければならない（１２条１項）等としている。

そして，鉄道の建設の事業に関する上記主務省令である，鉄道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査，予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針，環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（以下「鉄道事業評価省令」という。）は，事業者は，対象事業に係る環境影響評価の項目を選定するに当たっては，当該事業に伴う影響要因について同省令別表第一

においてその影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目を勘案して選定しなければならない（21条1項）と定めているところ、同表では、①「建設機械の稼働」、「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行」により影響を受けるおそれがある環境要素として「大気質」（粉じん等）、「騒音」、「振動」等を、②「列車の走行（地下を走行する場合を除く。）」により影響を受けるおそれがある環境要素として「騒音」及び「振動」を、③「列車の走行（地下を走行する場合に限る。）」により影響を受けるおそれがある環境要素として「振動」を、④「鉄道施設（嵩上式）の存在」により影響を受けるおそれがある環境要素として「日照障害」等を、それぞれ定めている。また、同省令は、上記項目の選定に当たっては、当該事業に伴う影響要因が環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討しなければならない（同条3項）と定めているところ、当該検討の対象とすべき環境要素として、同省令別表第一に定める上記の各環境要素のほか、「水質」、「地下水の水質及び水位」等の水環境に係る環境要素、「地盤」等の土壌に係る環境要素等（同条4項）を定めている。これらの環境要素は、日照障害を除いていずれも環境基本法が「公害」と定義する人の健康又は生活環境に係る被害の原因となる要素であり、日照障害についても、それが人の健康に及ぼす影響を考慮すれば、これらの「公害」に係る環境要素に準じて取り扱うのが相当であると解される。

エ これらのことを踏まえれば、上記一連の環境法令は、鉄道の建設の事業に係る事業者が前記項目について環境影響評価を実施した上で、前記アの免許等の審査に際し、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかの審査を受けることで、工事の進行に伴う建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、開業後の列車の走行、鉄道施設の設置等に起因する大気の汚染、水質の汚濁、騒音、振動、地

盤の沈下、日照阻害等による被害の発生を防止し、もって、人の健康が保護され、生活環境が保全されるようにすることを、その趣旨及び目的とするものといふことができる。

そうすると、全幹法9条1項についても、上記一連の環境法令上の関係規定の存在により、これらの法令と同じ上記の趣旨及び目的が付加されたものと解される。

- (3) とりわけ、規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある評価法及び評価令上の第一種事業に該当する全幹法に基づく建設線の建設の事業については、列車の走行による騒音の防止その他の環境の保全についての適正な配慮がなされない状態で、工事の進行に伴う建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、開業後の列車の地上又は地下での走行等が反復継続的にされるとともに、嵩上式の鉄道施設等が存在し続けた場合には、大気の汚染、水質の汚濁、騒音、振動、地盤の沈下、日照阻害等が生じ、当該建設線の建設予定地の周辺地域に居住する住民の生活環境が害されるおそれがあるばかりでなく、その健康に被害が生じ、ひいてはその生命・身体に危害が及ぼされるおそれがある。

そして、これらの被害を直接的に受けるのは、建設線の建設予定地の周辺の一定範囲の地域に居住する住民に限られる上、その受ける被害の程度は、その居住地と当該建設予定地との近接の度合い等によっては、その健康又は生活環境に係る著しい被害を受ける事態にも至りかねないものである。全幹法9条1項の前記の趣旨及び目的に鑑みれば、同項は、当該建設予定地の周辺地域に居住する住民に対し、そのような健康又は生活環境に係る著しい被害を受けないという具体的利益を保護しようとするものと解されるところ、上記のような被害の内容、性質、程度等に照らせば、この具体的利益は、一般的公益の中に吸収解消させることが困難なものといわなければならない。

以上を考慮すれば、同項は、工事の進行に伴う建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、開業後の列車の走行、鉄道施設の設置等に起因する大気の汚染、水質の汚濁、騒音、振動、地盤の沈下、日照障害等によって健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある個々の住民に対して、そのような被害を受けないという利益を個人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解するのが相当である。

したがって、全幹法に基づく建設線の建設予定地の周辺地域に居住する住民のうち、工事の進行に伴う建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、開業後の列車の走行、鉄道施設の設置等に起因する大気の汚染、水質の汚濁、騒音、振動、地盤の沈下、日照障害等による健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者は、当該建設に係る9条認可の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者として、その取消訴訟における原告適格を有するものというべきである。

(4)ア 建設線の建設予定地の周辺地域に居住する住民が、上記の著しい被害を直接的に受けるおそれのある者に当たるか否かは、当該住民の居住する地域が上記の著しい被害を直接的に受けるおそれがあるものと想定される地域であるか否かによって判断すべきものと解される。そして、当該住民の居住する地域がそのような地域であるか否かについては、当該建設に係る鉄道施設の種類や規模等の具体的な諸条件を考慮に入れた上で、当該住民の居住する地域と当該鉄道施設の位置との距離関係を中心として、社会通念に照らし、合理的に判断すべきものと解される（最高裁平成元年（行ツ）第130号同4年9月22日第三小法廷判決・民集46巻6号571頁、最高裁平成24年（行ヒ）第267号同26年7月29日第三小法廷判決・民集68巻6号620頁参照）。

イ 鉄道事業評価省令において、事業者による環境影響評価の調査の手法

の選定に当たって、「調査の対象とする地域」について、対象事業の実施により選定項目に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある地域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域を、選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、並びに地域特性が時間の経過に伴って変化するものであることを踏まえ、当該選定項目に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならないとされていること（24条1項3号）等に照らせば、9条認可の際に審査の対象となる評価書において建設線の建設の事業に係る環境影響評価の調査の対象とされる地域は、一般に、当該建設に係る鉄道施設の種類や規模等の具体的な諸条件を踏まえ、当該建設の事業に伴う前記のような大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下、日照障害等による健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれがある地域として選定されるものであるということが出来る。

したがって、前記アの観点から原告適格の地域的範囲を画するに当たっては、当該評価書において調査の対象とされている地域の範囲が重要な目安になるものと解される。

ウ これを本件についてみると、原告らは、①水質汚濁に関し、本件環境影響評価において調査の対象となった水源の水を飲料水、生活用水又は農業用水として利用している地域、②列車の走行による騒音・振動に関し、関係鉄道施設から800m以内の地域、③工事関係機械による騒音・振動に関し、関係鉄道施設から200m以内の地域、④工事関係機械による大気汚染に関し、関係鉄道施設から120m以内の地域、⑤地盤沈下に関し、トンネルから100m以内の地域、⑥日照障害に関し、関係鉄道施設から110m以内の地域のいずれかの地域に居住して

いることが認められる。

そうすると、本件事業に係る鉄道施設の種類や規模等に加え、参加人が、大気環境（大気質，騒音，振動），水環境（水質，水底の底質，地下水の水質及び水位，水資源），土地環境（地盤沈下）の本件環境影響評価における各項目につき選定した調査地域の範囲等を考慮すれば，原告らは，本件事業に係る工事の進行に伴う建設機械の稼働，資材及び機械の運搬に用いる車両の運行，開業後の列車の走行，鉄道施設の設置等に起因する大気の汚染，水質の汚濁，騒音，振動，地盤の沈下，日照障害等による健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれがあるものと想定される地域に居住するものということができ，上記の著しい被害を直接的に受けるおそれのある者に当たると認められる。

したがって，原告らは，その余の点について判断するまでもなく，本件各認可の取消しを求めるにつき原告適格を有するというべきである。

3 よって，主文のとおり中間判決をする。

以上